

公募型プロポーザル（新川崎・創造のもりPR動画等制作業務委託）の 受託者の特定について

1 業務委託名、業務委託内容及び履行期限

（1）業務委託名

新川崎・創造のもりPR動画等制作業務委託

（2）業務委託内容

- ア 新川崎・創造のもりPR動画制作
- イ 新川崎・創造のもりキャッチコピーの制作
- ウ 技術説明動画制作

（3）履行期間

契約締結日～令和3年10月29日

2 担当部課

経済労働局イノベーション推進室

3 受託者名及び受託者を特定した日

（1）受託者名

- ア 名称 株式会社電通東日本横浜支社
- イ 所在地 横浜市西区みなとみらい2-3-1 クイーンズタワーA7階

（2）受託者を特定した日

令和3年4月14日（水）

4 選定経過

（1）選定の経緯

- 令和3年3月 5日（金） 事業者募集開始
- 3月17日（水） 参加意向申出書提出締切
- 4月 7日（水） 企画提案書提出締切（7者から提案）
- 4月14日（水） 企画提案選定委員会の開催、受託者の特定

（2）評価項目

- ア 企画提案の視点・内容
- イ 提案内容の工夫
- ウ 事業実施体制
- エ 取組意欲・積極性
- オ 提案内容の実行可能性
- カ 経済性・効率性

（3）評価基準

評価項目ごとに次により評価を行う。

優「5」・良「4」・標準「3」・劣「2」・悪「1」

(4) 受託者の特定理由

令和3年4月14日(水)に開催した企画提案選定委員会における審議の結果、株式会社電通東日本横浜支社においては、特に「企画提案の視点・内容」において高い評価をされ、成果が期待できることから、「新川崎・創造のもりPR動画等制作業務委託」の受託者として特定することが適当である、と結論した。